

令和4年10月24日

報道関係者各位

大阪府茨木市

新型コロナワクチンの間違い接種について

茨木市内の医療機関において、下記のとおり、新型コロナワクチン接種における間違い接種事案が発生しました。なお、接種後の健康被害は確認されておられません。

記

1 間違い接種の内容

使用期限切れ（最大18日間）

2 内容詳細

- ・市内21か所の医療機関において、使用期限を超過したワクチンによる間違い接種が判明しました。

なお、その対象者数は茨木市民232人、他市市民44人でございます。

原因としましては、以下のとおりです。

①今回使用されたワクチンについて、ワクチン配送後の通常使用期限30日間よりも短い期間(最も短いもので使用期限から11日前)であることの注意喚起が、本市から各医療機関に対してできていなかった。

②医療機関において、ワクチンの使用期限の確認ができていなかった。

- ・被接種者全員に対して、健康被害の確認を行っているところであり、現在のところ、約95%の方の健康確認が終了し、健康被害は確認されておられません。被接種者の皆様へは当該医療機関において、引き続き、健康観察を行ってまいります。

3 対応

- ・製造からの使用期限と各医療機関へ配送した後の使用期限の両方を確認いただくよう、全ての新型コロナワクチン接種協力医療機関に対して、改めて注意喚起の通知を行うとともに、毎回のワクチン配送時にワクチン製造からの使用期限を記載した資料を同封して配送することとしております。
- ・抗体検査を希望される被接種者の皆様には、抗体検査を実施します。